a short letter from SEIYU GROUP

清友短信

発行日　2025年9月17日

No.　110

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

令和7年分年末調整の留意点

令和7年度税制改正では所得税について「特定親族特別控除の創設」、「扶養親族等の所得要件の緩和」、「所得控除額の引き上げ」が盛り込まれており、令和7年分年末調整において昨年から変更点があるため注意が必要です。

１．特定親族特別控除の創設

これまで大学生世代(19歳以上23歳未満)の子供がいる場合、親の特定扶養親族に該当させるために就業時間を調整する、いわゆる103万円の壁がありました。

令和７年分の年末調整でも、特定扶養親族に該当させるためには子供の合計所得金額を58万円以下に抑える必要がありますが、大学生世代の子供を持つ親の税負担の軽減のため、今回の改正で新たに「**特定親族特別控除**」が創設されました。

この控除を受ける場合には「**特定親族特別控除申告書**」の提出が必要となっており、従来の年末調整書類「基礎控除等申告書」「配偶者控除等申告書」等に新しく欄が追加されているので、記載漏れがないよう従業員の方へご周知下さい。

〇特定扶養控除と特定親族特別控除のちがい

	合計所得金額	控除額	適用のために必要な書類
特定扶養控除	58万円以下	63万円	扶養控除等申告書
特定親族特別控除	58万円超123万円以下	3万円から63万円※	**特定親族特別控除申告書** (基礎控除申告書等の一部)

※合計所得金額に応じて控除額も段階的に変わるため、給与明細等を用いて合計所得金額の見積額を正確に計算する必要があります。

２．扶養親族等の所得要件の緩和

基礎控除額の見直しに伴い、扶養控除や配偶者控除等の所得要件がそれぞれ１０万円緩和され、合計所得金額が**58万円以下**の扶養親族等が控除の対象となります。

３．所得控除額の引き上げ

所得税の基礎控除額及び給与所得控除額の見直しが行われ、それぞれ最低保障額が引き上げられました。詳しくは、2025年4月16日発行の短信No.108をご参照ください。

※過去の短信をお持ちでない場合は、各担当者にお問い合わせいただくか、弊法人HPにて過去配信分をご確認いただけます。